

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		公表
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課環境保全係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第19条
処  分  基  準	関 係 条 項	新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第18条
	基 準  (未設定の場合はその理由)	新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第18条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないとき。
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成25年5月1日設定（平成 年 月 日最終変更）